

■施策(33) 地域防災力の強化

【施策が目指す江東区の姿】

区民の防災意識の向上と、地域における防災活動や災害時における救助救援体制等の確立により、地域防災力が強化されています。

【具体的な取り組み】

- ・「防災マップ」「防災パンフレット」等の作成・配布及び総合防災訓練の実施による啓発活動を推進し、区民の防災に対する意識の高揚を図ります。
- ・継続的に防災訓練を行い、区・防災関係機関・災害協力隊の連携を強化するとともに、災害協力隊の活動や自主防災訓練への区民参加を促進し、災害時対応の習熟を図ります。臨海部においては、大規模集合住宅に重点を置いて災害協力隊の新規結成に向けた啓発活動を促進します。また、避難行動支援プランに基づき、避難行動要支援者の避難体制の整備を図ります。
- ・高齢者、乳幼児等の要配慮者の幅広いニーズに応えるために、質を考慮した食料品や生活必需品、資機材の整備充実を図ります。また、避難所の充足を図るとともに、災害時の緊急情報を迅速に伝達するために、区南部地域を含めて防災行政無線を効率的・効果的に整備します。



▲たくさんの区民の方が参加する総合防災訓練

■施策(34) 事故や犯罪のないまちづくり

【施策が目指す江東区の姿】

区民と区が連携した防犯対策により、安心して暮らせる安全なまちが実現しています。

【具体的な取り組み】

- ・生活安全ガイドブックの配布、地域における防犯のつどいや防犯教室、学校施設等での安全教室の開催等により、防犯に対する啓発に努め、防犯意識の高揚を図ります。
- ・防犯パトロール団体への支援体制の強化や、団体間ネットワークの構築による地域防犯力の強化により、積極的な防犯活動を促進します。また、江東区パトロールカーでのパトロール活動を強化し、安全安心まちづくり推進地区への防犯カメラ設置を推進します。さらに、こうとう安全安心メールの活用などにより、犯罪の未然防止と発生時の迅速な対応を図ります。

計画の実現に向けて

(1) 区民の参画・協働と開かれた区政の実現

【目指すべき江東区の姿】

区、区民、NPO、ボランティア、事業者等が情報を共有しながら主体的に参画・協働することで、行政サービスの質の向上が図られるとともに、透明性と公正さを兼ね備えた行財政運営が行われています。

【具体的な取り組み】

- ・区民同士が交流する機会や場を創出するため、協働推進へ向けた環境整備を図り、参画・協働の基盤を整えます。また、地域で活動するさまざまな団体を支援し、行政活動への参画や協働を促進します。
- ・公文書館における保存及び利用を含む、公文書等のより一層の適切な管理と情報公開・個人情報保護制度の更なる充実を図るとともに、区報をはじめとする情報媒体について、区・区民双方向からの情報発信ができるものにするなど、より効率的な活用を図ります。さらに、総合評価方式の確立など、契約制度の充実を推進します。

(2) スリムで区民ニーズに的確に対応した行財政運営

【目指すべき江東区の姿】

江東区を取り巻く環境が急激に変化する中でも、不断の改善により効率的な行財政運営が行われています。

【具体的な取り組み】

- ・アウトソーシングの進捗状況についての検証を定期的に行うとともに、民間活力の積極的な活用により職員定数の適正化を図ります。また、行政評価システムの活用や、指定管理者制度(*)の検証と活用、PFI(*)等の民間開放手法の検討などを進めます。さらに、新公会計制度の活用など、多様な経営管理手法の検討と活用を図るとともに、各施設の適切な改修等を行います。
- ・さまざまな行政需要に対応できるよう、常に組織体制の改善を図るとともに、横断的な連携・協力体制が図れる組織を確立します。
- ・職員による自主的な調査・研究の促進や、職員の国及び他団体への長期派遣、大学や民間企業等への派遣を実施します。また、プレゼンテーション能力やマネジメント能力に資する研修を充実させます。

*【指定管理者制度】地方自治法に基づき、区が設置する公の施設を民間事業者が管理すること 【PFI】公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営ノウハウ及び技術的ノウハウを活用して行う手法。P(Private)、F(Finance)、I(Initiative)の頭文字

(3) 自律的な区政基盤の確立

【目指すべき江東区の姿】

都区制度(*)の見直しや道州制の導入といった一連の自治制度の変化に柔軟に対応しつつも、確固たる財政基盤を基にして、自律した区政運営が展開されています。

【具体的な取り組み】

- ・都区の役割分担の明確化を進め、権限や財源の移譲を進めます。また、自律に向けた江東区独自の取り組みを推進します。
- ・徹底した歳出削減を推進するとともに、特別区民税等の収納の向上を目指し、新たな財源等の確保策の実施を進めます。

*【都区制度】特別区の区域は人口が高度に集中する大都市地域であることから、行政の一体性・統一性を確保するために、都が市町村事務の一部(消防、上下水道など)を行う制度

郵便はがき



差出有効期間
平成26年11月
14日まで

(切手を貼らずに
お出しください)

1 3 5 8 7 9 0

001

江東区役所政策経営部企画課内

計画担当行

東陽四丁目11番28号
(受取人)



パブリックコメント(意見募集)の提出方法

長期計画(後期) 分野別計画(原案) に対するご意見をお寄せください

長期計画(後期) 分野別計画(原案) に対する皆さんのご意見を募集します。分野別計画(原案)の全文は、区ホームページのほか、こうとう情報ステーション(区役所2階)等でもご覧になれます。いただいたご意見や区への考え方は、後日、区報、区ホームページに公開します。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

【募集期間】10/21(火)~11/10(月)必着
【意見の提出方法】①氏名②性別③住所④年齢⑤ご意見(区外の方は在勤・在学等も記入)を記入し、郵送(区報掲載はがき等)・ファクスまたは、企画課窓口(区役所4階1番)にご提出ください。区ホームページからも提出できます(電話での受付は行いません)。

【提出・問合せ先】企画課企画担当(計画) ☎3647-9168 FAX3699-8771

区民説明会を開催

長期計画(後期) 分野別計画(原案)について、区民説明会を区内3会場で実施します。どなたでも参加できますので、ご都合の良い会場へお越しください。

時 19:00開始 場 下記のとおり

開催日	会場(所在地)
10月30日(木)	区役所7階 第71~73会議室(東陽4-11-28)
10月31日(金)	総合区民センター7階 第5会議室(大島4-5-1)
11月6日(木)	豊洲文化センター1階 第6会議室(豊洲2-2-18)

※全会場とも内容は同じです。